

# 公 告

福井城坤櫓等復元 PR 業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和 8 年 2 月 2 0 日

福井県知事 石田 嵩人

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務の名称および数量

福井城坤櫓等復元 PR 業務 一式

### (2) 業務および企画提案の対象

坤櫓をはじめとした福井城坤櫓等復元に係る PR に必要な業務を行う。

なお、詳細については「福井城坤櫓等復元 PR 業務に係る企画提案書の募集要領（以下、「募集要領」という。）」および「福井城坤櫓等復元 PR 業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」を参照すること。

### (3) 事業費

4,000,000 円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約することを約束するものではない。

また、審査段階で提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階においてあらためて見積書の提出を求めるが、その金額は、審査段階で提出された参考見積金額の範囲内であること。

### (4) 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

## 2 応募資格要件

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

(1) 企画提案参加申込書の提出時点において、福井県競争入札参加資格者名簿に登載されていること。（企画提案参加申込書の提出期限の末日までに競争入札参加資格の認定を受ける見込みのある者を含む。）

(2) 企画提案参加申込書の提出時点において、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に規定する者でないこと。

(3) 企画提案参加申込書の提出時点において、福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(4) 企画提案参加申込書の提出時点において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続きの開始申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続き開始の申立てまたは破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 福井県のすべての県税ならびに消費税、地方消費税において滞納がないこと。

- (6) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有し、本業務について十分な業務遂行能力があること。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (9) 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (10) 福井県から訴えを提起されていないこと。
- (11) その他、福井県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

### 3 参加資格の確認結果の通知

企画提案への参加申込があった者に対する参加資格の確認の結果は、メールにより令和8年3月10日（火）までに通知する。

### 4 委託先候補者の選定

#### (1) 企画提案書の提出

参加資格の確認を受けた提案者に限り、提案書を提出することができる。

#### (2) 選定審査の実施

提出された企画提案書は福井城坤櫓等復元 PR 業務選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案者による書面審査を実施する。

#### (3) 審査方法

提案書の中から、委員会の審査において、当該業務の実施方針、方法の妥当性、提案書の内容の確性、独創性、実現性等を総合的に評価し、最も優れた提案書を特定する。

#### (4) 審査結果の通知

審査の結果は文書により通知する。なお、結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

#### (5) 質疑事項

ア 質疑がある場合は、質問票（様式4）を記入し、令和8年3月4日（水）午後5時までに、メールで照会すること。質疑の内容および回答は、令和8年3月10日（火）までに、全参加者にメールにより送付する（質問者名は公表しない）。ただし、軽微な質問については、口頭に

より回答する場合がある。

イ 前項の回答内容は、本要項の補足および変更として取扱うものとする。

## 5 提出書類

### (1) 企画提案への参加申込

#### ①応募登録票（様式1） 1部

##### 【添付資料】

- ・競争入札参加資格決定通知書（写）
- ・県税の全税目に滞納がない旨の納税証明書

#### ②会社概要書（様式任意） 1部

##### 【添付資料】

- ・会社概要、事業内容等が分かる書類

#### ③提案を求める業務と同種または類似業務を履行した実績（様式2）

##### 【添付資料】

- ・実績に係る契約書の写し

#### ④応募資格誓約書（様式3）

### (2) 提案書等の提出 各9部

#### ①企画提案書送付状（様式5）

#### ②提案書（A4ヨコ、上部2か所ホチキス止め、背表紙等不要とし、以下の内容を盛り込むこと。）

- ・企画提案書記載項目（別紙1）に記載された事項が分かる内容
- ・その他独自の企画提案を判断できる内容

#### ③見積書

- ・各項目の単価、数量が判断できる内訳を記載すること
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること

## 6 提出方法等

### (1) 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 県庁4階

福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課 まちづくりグループ

電話：0776-20-0724

メール：kotsuka@pref.fukui.lg.jp

### (2) 提出方法

持参または郵送により提出することとし、郵送の場合は、簡易書留郵便またはそれと同等の手段に限る。

### (3) 提出期限等

#### ①企画提案参加申込

令和8年2月20日（金）から令和8年3月4日（水）までの午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、令和8年3月4日（水）午後5時までに必着とすること。なお、提出後の追加および変更は認めない。

## ②提案書等の提出

企画提案にかかる資料については、令和8年3月18日(水)午後5時までに必着とすること。  
なお、提出後の追加および変更は認めない。

## 7 仕様書等の交付・閲覧

### (1) 交付・閲覧期間

令和8年2月20日(金)から令和8年3月4日(水)まで  
手交の場合は上記期間の平日午前9時から午後5時まで

### (2) 交付・閲覧場所

6(1)の提出場所と同じとする。

### (3) 交付方法

上記の場所での手交または福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。

## 8 選定結果の無効

選定された提案者が、契約締結までの間に2の各号の一に該当しないこととなった場合には、福井県は、業務の委託契約を締結しないことができる。その場合において、福井県は一切の損害賠償の責めを負わない。

## 9 契約の締結

### (1) 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

契約内容および契約保証金については、別に定める委託契約書案のほか、福井県財務規則ほか関係法令等の定めるところによる。

### (2) 契約締結の取り消し

委託先候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、委託先候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

ア 前記「2 応募資格要件」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 著しく信義に反する行為があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 契約の締結に応じない場合

カ 財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがある場合

キ その他、社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または不適當となるような事情が生じた場合

## 10 その他

(1) この企画提案に係る参加報酬は支払わない。

- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類を公表する場合がある。
- (4) 選定された企画提案書の提案内容は、実際の設計にそのまま採用されるものではない。
- (5) 企画提案書の作成のために提供した資料および提出された企画提案書は、福井県の同意なく公表、使用しないものとする。
- (6) 本業務による成果品に対する権利は、全て福井県に帰属するものとし、福井県の承諾を得ないで使用したり他人に公表したりしてはならない。
- (7) その他不明な点は、6（1）に照会すること。
- (8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
  - ① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 31 号。以下「条例」という。）第 5 条第 2 項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - ② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
- (9) 委員会の審査による業者決定の効果は、令和 8 年度予算発効時において生じる。